

一般財団法人オルトモスヘルスケア財団 個人情報管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人オルトモスヘルスケア財団(以下、「当法人」という。)における個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、事業内容に応じた個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、役職員等に適用する。

2 この規程は、個人情報(その取扱いを委託されている個人情報を含む。以下、同じ。)、およびその取扱いを委託している個人情報を対象とし、電磁的データであるか否かを問わない。

(定義)

第3条 この規程で用いる主な用語および定義は、次のとおりとする。なお、この規程に定義の定めのない用語は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)その他の関係法令の定めに従うものとする。

(1)「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

(ア)当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下、同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(イ)個人識別符号(次の①または②に掲げる事項のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、別記1で定めるものをいう。)が含まれるもの

① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

② 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

(2)「特定個人情報」とは、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係わる者を識別されるために指定されるもの。個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)を内容に含むものをいう。

(3)「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして別記2で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4)「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当するものを除く。

(ア)不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が個人情報保護法または個人情報保護法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

(イ)不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、またはできたものであること。

(ウ)生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

(5)「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6)「保有個人データ」とは、当法人が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去お

よび第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、次に掲げる事項に該当するものは除く。

(ア)当該個人データの存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体もしくは財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(イ)当該個人データの存否が明らかになることにより、違法または不法な行為を助長し、もしくは誘発するおそれのあるもの

(ウ)当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、または他国や国際機関との交渉上不利を被るおそれのあるもの

(エ)当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(7)「匿名加工情報」とは、次の(ア)または(イ)に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれに定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(ア)第3条第1項第1号(ア)に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(イ)第3条第1項第1号(イ)に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(8)「仮名加工情報」とは、次の(ア)または(イ)に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(ア)第3条第1項第1号(ア)に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(イ)第3条第1項第1号(イ)に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(9)「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

(10)「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(11)「個人情報の取扱い」とは、個人情報の取得、整理、分類、照合、処理、複製、委託、第三者提供、共同利用その他一切の利用・保有、および個人情報の廃棄、消去、破壊をいう。

(12)「役職員等」とは、当法人に所属するすべての理事、監事、評議員、職員をいう。

(個人情報保護方針)

第4条 当法人は、当法人における個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保するため、個人情報保護方針を定める。

2 個人情報保護方針は、役職員等に周知せしめるとともに、当法人のホームページに掲載して公表する。

3 個人情報保護方針は、当法人の運営環境の変化や法令の改正等に照らし、継続的に見直し、改善を行う。

第2章 管理体制

(個人情報保護管理者)

第5条 当法人は、個人情報の取扱いに関して総括的な管理を行う個人情報保護管理者を置く。

2 個人情報保護管理者は、理事会の決議によって選定された業務執行理事とする。

3 個人情報保護管理者は、この規程に定められた事項を遵守するとともに、個人情報保護に関する具体的方法を策定し、個人情報の収集、利用、または提供に従事する者にこれを理解・遵守

させるための指導・監督、安全対策の実施、ならびに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

- 4 個人情報保護管理者は、個人情報の外部への漏洩や不正な使用がなされていることを確認した場合には、直ちに代表理事ならびに関係機関に報告し、必要な対応および対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

（役職員等の責務）

第6条 個人情報の取得、利用または提供に従事する役職員等は、法令およびこの規程に従い、個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保し、個人の権利・利益を侵害することのないように努めつつ、その業務を行わなければならない。

- 2 役職員等は、個人情報の漏洩等の事故もしくは違反が発生していることを知った場合、またはそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報保護管理者に通報し、指示を求めなければならない。

（苦情等窓口）

第7条 個人情報の取扱いに関する苦情・相談窓口の責任者は個人情報保護管理者とし、この規程に定められた事項を遵守するとともに、ユーザ等からの個人情報に関する問合せ・苦情等を受けて対応するとともに、相談内容を分析し、再発防止等を検討して運営に反映させる。

- 2 個人情報保護管理者は、適宜、苦情の内容について代表理事に報告するものとする。

第3章 個人情報取扱い原則

（管理原則）

第8条 個人情報は、この規程に従い適切に分類・管理し、その重要度に応じて適切に取得、移送、利用、保管、廃棄されなければならない。

- 2 個人情報を含んだ対象物の保管、保存、アクセス管理、情報セキュリティ対策、その他関連する取扱いについては、この規程のほか、必要に応じて別途策定する細則に定める規定に従う。
- 3 個人情報のうち、特定個人情報または雇用管理情報（個人情報のうち、当法人に使用されてい

る職員の雇用管理のため、当法人が収集、保管・保存、利用等する個人情報(個人番号を除く。)をいい、その限りにおいて、病歴、収入、家族関係等の機微に触れる情報を含む職員個人に関するすべてを総称したものをいう。以下、同じ。)、に該当するものの取扱いについては、この規程のほか、必要に応じて別途策定する細則に定める規定に従う。

(利用目的)

第9条 当法人は、個人情報の利用目的をできる限り特定するものとし、個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を、本人に通知し、または公表する。

2 当法人は、取得した個人情報を、あらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当するときはこの限りでない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4)国の機関、もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 役職員等は、当該個人情報の利用が利用目的の範囲内か否かが不明な場合、都度、個人情報保護管理者に判断を求めなければならない。

4 当法人が保有する個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならず、変更された利用目的は遅滞なく本人に通知または公表しなければならない。ただし、第12条各号に定める事由に該当するときはこの限りでない。

5 第9条第2項および第9条第4項の規定にかかわらず、個人情報が特定個人情報に該当するものである場合、当法人は、その利用に関し、本人の同意の有無を問わず特定された利用目的(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条に定めるものに限る。)の達成に必要な範囲を超えた利用をしてはならず、かつ利用目的の変更をしてはならない。

第4章 個人情報の取得

(適正な取得)

第10条 当法人は、個人情報の取得にあたり、適法かつ適正な手段を用いるものとし、偽りその他不正なる手段により取得してはならない。

- 2 当法人が取得しようとする個人情報が特定個人情報に該当する場合、取得の目的は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条に定めるものに限るものとし、かつ当法人は取得にあたり、運転免許証その他必要書類の提出により本人であることの確認を行わなければならない。
- 3 当法人が取得しようとする個人情報が要配慮個人情報に該当する場合、本人の同意を得て取得しなければならない。

(一定の個人情報の取得等禁止)

第11条 原則として、次の各号に掲げる内容を含む個人情報については、これを取得し、利用または第三者への提供をしてはならない。ただし、業務上必要であり、かつ本人に対し当該情報の利用目的、その必要性等について適切な情報を明示したうえで、明確に本人の同意を得た場合、または法令に特別の定めがある場合、もしくは法令の要求する手続上必要不可欠な場合はこの限りでない。

- (1)思想、信条および信教に関する事項
- (2)人種、民族、家柄、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項
- (3)勤労者の団結権の行使、団体交渉およびその他団体行動に関する事項
- (4)集団示威行為(デモ等)への参加、国または地方公共団体に対する請願権の行使、およびその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5)保健医療に関する事項
- (6)その他個人情報保護管理者の定める禁止事項

(本人から直接個人情報を取得する際の措置)

第12条 申込書・アンケート・契約書等、書面(電子メール、当法人のホームページへの記入等の電磁的方法も含む。以下、同じ。)により、本人から直接個人情報を取得する場合は、本人に対してあらかじめ利用目的を明示し、同意を得るものとする。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する場合はこの限りでない。

- (1)利用目的を本人に通知し、または公表することにより、人の生命、身体または財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2)利用目的を本人に通知し、または公表することにより、当法人の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3)国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4)取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合

(間接的に個人情報を取得する際の措置)

第13条 当法人が本人以外の第三者から間接的に個人情報を取得する場合は、当該個人情報が当該第三者において適法・適正に取得されたものでなければならず、かつ、当該第三者において、当法人への個人情報の提供につき、本人からの委任を受ける等適切な措置が講じられていなければならない。

第5章 個人情報の管理

(個人データの正確性の確保)

第14条 当法人は、その有する個人データにつき、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第15条 当法人は、取扱う個人情報および個人データの漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために、組織的、人的、物理的、技術的に適切な措置を講じるものとする。

(役職員等の指導・監督)

第16条 個人情報保護管理者は、個人情報および個人データの安全管理が図られるよう、これを扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(委託処理に関する措置)

第17条 当法人が、情報処理を委託する等のため、個人情報の取扱いの全部または一部を外部に委託する場合(労働者派遣契約または業務委託等契約により、派遣労働者を受け入れる場合を含む。以下、同じ。)は、個人情報の十分かつ適切な管理体制を有する者を選択し、委託を受けた者(以下、「委託先」という。)に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 委託先の選定は、当該個人情報を管理する組織がこれを行い、必要に応じて個人情報保護管理者に相談する。

3 当法人は、個人情報の取扱いを外部に委託するにあたって、委託先との間で次の各号に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

(1)個人情報保護管理者の指示の遵守

(2)個人情報の適法かつ適切な取扱い

(3)個人情報に関する秘密保持

(4)委託した業務以外への個人情報の使用禁止

(5)個人情報を取扱う上での安全対策

(6)再委託、再提供の原則禁止と、やむを得ない場合の事前の書面による当法人の同意と秘密保持

(7)個人情報に関する事故発生時の責任分担

(8)契約終了時の個人情報の返却および破棄または抹消

4 当法人は、個人情報の取扱いを外部に委託する場合、個人情報の保管期間にわたり、第17条第

3項各号に定める内容を記した書面またはこれに代わる記録を保管し、および/または委託先において保管させなければならない。

- 5 個人情報取扱いの委託先が、やむを得ない事由により当法人の事前の書面による同意を得て個人情報の取扱いの再委託を行った場合、当法人は当該再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行わなければならない、第17条第3項および第17条第4項の規定は、当該再委託先に対する関係においてもこれを準用する。

(第三者提供の制限)

第18条 当法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する場合、本人の同意なく第三者提供ができるものとする。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合

(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4)国の機関、もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 2 当法人は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下、本項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次の各号に掲げる事項について、個人情報保護法第27条第2項で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知りうる状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、本条第1項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1)当法人の名称および住所、代表者氏名

(2)第三者への提供を利用目的とすること。

(3)第三者に提供される個人データの項目

(4)第三者に提供される個人データの取得の方法

(5)第三者への提供の方法

(6)本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(7)本人の求めを受け付ける方法

(8)その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護法施行規則第11条第4項で定める事項

- 3 当法人は、本条第2項第1号に掲げる事項を変更があったときまたは本条第2項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、本条第2項第3号から第5号まで、本条第2項第7号または同第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護法施行規則第11条で定めるところにより、本人に通知し、または本人が容易に知りうる状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 当法人は、本条第2項および本条第3項による個人情報保護委員会に対する届出事項が同委員会により公表された後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第三者に提供される本条第2項各号の事項(第3号、第5号または第7号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の事項)を公表するものとする。
- 5 次の各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、本条第4項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1)当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合
 - (2)合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3)特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的、および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 当法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的または個人データの管理について責任を有する者の氏名もしくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 7 本条第1項の規定にかかわらず、個人情報および個人データが特定個人情報に該当する場合、当法人は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条に定める事由に該当しない限り、当該個人情報および個人データを第三者に提供してはならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第19条 第18条の規定にかかわらず、当法人が個人データを外国(本邦の域外にある国または地域をいい、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護法施行規則第15条第1項で定めるものを除く。以下、本条において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについて個人情報保護法の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護法施行規則第16条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下、本条において同じ。)に個人データを提供する場合には、第18条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては第18条の規定はこれを適用しない。

2 当法人は、本条第1項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護法施行規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 当法人は、個人データを外国にある第三者(本条第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護法施行規則第18条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係わる記録の作成・保存)

第20条 当法人は、個人データを第三者(個人情報保護法第16条第2項各号に掲げる者を除く。)に提供したときは、個人情報保護法施行規則第20条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者(法人でない団体に代表者または管理人の定めのあるものにあっては、その代表者または管理人。)の氏名(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)などに関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第18条第1項または同条第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 当法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護法施行規則第21条に定める期間保存しなければならない。

(第三者からデータ提供を受ける際の確認等)

第21条 当法人は、個人データを第三者から受領するに際しては、個人情報保護法施行規則第22

条で定めるところにより、次の各号に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第18条第1項または同条第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)当該第三者の氏名または名称および住所、ならびに法人にあつては、その代表者(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人)の氏名

(2)当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 当法人は、前項による確認を行ったときは、個人情報保護法施行規則第24条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係わる事項その他の個人情報保護法施行規則第24条で定める事項に関する記録を作成し、かつこれを当該記録の作成日から個人情報保護法施行規則第25条で定める期間保存しなければならない。

第6章 匿名加工情報の管理

(匿名加工情報の作成等)

第22条 当法人は、匿名加工情報(個人情報保護法施行令第7条において定義される匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下、本章において同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること、およびその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして、個人情報保護法施行規則第34条で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 当法人は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等および個人識別符号、ならびに第22条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏洩を防止するために必要なものとして個人情報保護法施行規則第35条で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

- 3 当法人は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護法施行規則第36条で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

- 4 当法人は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護法施行規則第37条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目、およびその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係わる情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

- 5 当法人は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うにあたっては、当該匿名

加工情報の作成に用いられた個人情報に係わる本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 6 当法人は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理、その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（匿名加工情報の提供）

第23条 当法人は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下、本条から第25条までにおいて同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護法施行規則第37条および第38条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目、その提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係わる情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

（識別行為の禁止）

第24条 当法人は、匿名加工情報を取り扱うにあたっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係わる本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等もしくは個人識別符号もしくは本規程第22条第1項、行政機関の保有する個人情報保護法第44条の10第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、もしくは独立行政法人等の保有する個人情報保護法第44条の10第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、または当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（匿名加工情報の安全管理措置等）

第25条 当法人は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理、その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第7章 仮名加工情報の管理

(仮名加工情報の作成等)

第26条 当法人は、仮名加工情報(個人情報保護法施行令第6条において定義される仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下、本章において同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護法施行規則第31条で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 当法人は、仮名加工情報を作成したとき、または仮名加工情報および当該仮名加工情報に係わる削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等および個人識別符号、ならびに第26条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下、本条および次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護法施行規則第32条で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 当法人は、個人情報保護法第18条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、個人情報保護法第17条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下、同じ。)を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての個人情報保護法第21条の規定の適用については、同条第1項および第3項中「、本人に通知し、または公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、または公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 当法人は、仮名加工情報である個人データおよび削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データおよび削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、個人情報保護法第22条の規定は、適用しない。

6 当法人は、個人情報保護法第27条第1項および第2項ならびに同法第28条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、同法第27条第5項中「前各項」とあるのは「第41条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、同法第29条第1項ただし書中「第27条第1項各号または第5項各号のいずれか(第28条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第27条第1項各号のいずれか)」とあり、および同法第30条第1項ただし書中「第27条第1項各号または第5項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合または第27条第5項各号のいずれか」とする。

7 当法人は、仮名加工情報を取り扱うにあたっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係わる本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8 当法人は、仮名加工情報を取り扱うにあたっては、電話をかけ、郵便もしくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により

送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置もしくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護法施行規則第33条で定めるものをいう。)を用いて送信し、または住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データおよび仮名加工情報である保有個人データについては、個人情報保護法第17条第2項、第26条および第32条から第39条までの規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第27条 当法人は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下、本条において同じ。)を第三者に提供してはならない。

- 2 個人情報保護法第27条第5項および第6項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第5項中「前各項」とあるのは「個人情報保護法第42条第1項」と、同項第1号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第3号中「本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

- 3 個人情報保護法第23条から第25条まで、第40条ならびに第41条第7項および第8項の規定は、当法人による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、同法第23条中「漏えい、滅失または毀損」とあるのは「漏えい」と、同法第41条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、または」と読み替えるものとする。

第8章 個人関連情報の管理

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第28条 当法人は、第三者が個人関連情報(個人情報保護法施行令第8条において定義される個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下、本章において同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第18条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護法施行規則第26条で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1)当該第三者が当法人から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - (2)外国にある第三者への提供にあつては、第28条第1項第1号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護法施行規則第26条第2項で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 個人情報保護法第28条第3項の規定は、第28条第1項の規定により当法人が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 個人情報保護法第30条第2項から第4項までの規定は、第28条第1項の規定により当法人が確認する場合について準用する。この場合において、同法第30条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

第9章 保有個人データに関する開示・変更・削除等の対応

(開示)

第29条 当法人は、当該本人が識別される保有個人データの開示または第三者提供記録の開示（保有の有無に関する照会およびこれに対する回答を含む。以下、本条および次条において同じ。）請求には、本人のプライバシー保護のため、本人（代理人を含む。以下、本条および次条において同じ。）から、原則として本人確認書類を添付した開示請求書により請求があった場合にのみ、本人が希望する方法として書面による提供または電磁的記録の提供により1か月以内に応じるものとする。なお、対応に要する期間が1か月を超える場合は、その旨を本人に通知するとともに、対応可能な期間を通知する。

2 第29条第1項にかかわらず、開示することにより次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、個人情報保護管理者の判断により、その全部または一部を開示しないことができる。

- (1)本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2)当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合
- (3)法令に違反することとなる場合

- 3 第29条第2項の定めに基づき保有個人データの全部または一部を開示しないこととしたときは、当法人は、本人に対し遅滞なくその旨を通知する。この場合、その理由を説明するよう努めなければならない。

(訂正等)

第30条 当法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの訂正、追加または削除(以下、「訂正等」という。)を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、訂正等の求めに応じないことができる。

(1)利用目的の達成に必要な範囲を超えている場合

(2)他の法令の定めにより、特別の手続が定められている場合

- 2 当法人は、当該本人が識別される保有個人データの訂正等の請求に対して、本人のプライバシー保護のため、原則として、本人から本人確認書類を添付した訂正等請求書により請求があった場合にのみ応じるものとし、1か月以内に対応するものとする。なお、対応に要する期間が1か月を超える場合は、その旨を本人に通知するとともに、対応可能な期間を通知する。
- 3 当法人は、保有個人データの訂正等を行ったとき、または訂正等を行わないこととしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨(訂正等を行ったときはその内容を含む。)を通知する。
- 4 当法人は、訂正等を行わないとしたときは、本人に対し、第30条第3項の通知に加え、訂正等を行わない理由を説明するよう努めるものとする。

(利用停止等)

第31条 当法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データに関し、次に掲げる各号のいずれかに該当する求めがあり、その求めに理由があることが判明した場合は、遅滞なく当該保有個人データの利用停止その他必要な措置(以下、「利用停止等」という。)を講じなければならない。ただし、利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置をとる場合にはこの限りでない。

- (1)第9条第2項もしくは第9条第4項に反して利用され、または第10条第1項もしくは第10条第2項に反して取得されたという理由によって、当該保有個人データの利用の停止または消去が求められたとき。

(2)第18条に定める第三者提供の制限に違反しているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止が求められたとき。

(3)当該本人が識別される保有個人データを当法人が利用する必要がなくなった場合に、個人情報保護法第26条第1項の本文に規定する漏えい等の報告等の事態が生じた場合、その理由によって、当該保有個人データの利用停止等が求められたとき。

(4)その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより、当該本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合があるという理由によって、当該保有個人データの利用停止等が求められたとき。

2 前条第2項から第4項までの規定は、本条に準用する。この場合において、同各項中に「訂正等」とあるのは「利用停止等」と読み替えるものとする。

第10章 雑則

(体制等の見直し)

第32条 個人情報保護管理者は、当法人の運営環境の変化や法令の改正等に照らし、必要に応じて個人情報の取扱いに関する安全対策、諸施策を見直し、改善を行う。

(法令およびその他規範の遵守)

第33条 当法人および役職員等は、本規程の定めのほか、個人情報の保護に関する法令等(個人情報保護法、個人情報保護法施行令、個人情報保護法施行規則、および個人情報保護法について個人情報保護委員会が定めるガイドラインをいう。以下、本条において同じ。)、個人情報の保護に関する業界ガイドラインならびにその他個人情報の保護に関する規範を遵守する。

2 当法人は、本規程とともに個人情報の保護に関する法令等の写しを当法人の事務局に備え置くものとし、個人情報の保護に関する法令等および業界ガイドラインが改正等された場合や、業務の拡大等により新たな対応が必要とされる場合は、個人情報保護管理者が情報収集を行い、最新の状態を維持する。

第11章 補則

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

(施行)

1. この規程は、2025年12月1日から施行し、2025年10月1日から適用する。

別記1(第3条関係) 個人識別符号に該当する文字、番号、記号その他の符号

第3条第1項第1号(イ)に定める「個人識別符号に該当する文字、番号、記号その他の符号」は、次の

1. および2. に掲げるものとする。

1. 「① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」のうち個人識別符号に該当する文字、番号、記号その他の符号は、次の(1)から(7)に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換されたものを指すものとする。

(1)細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基の配列

(2)顔の骨格および皮膚の色ならびに目、鼻、口その他の顔の部位の位置および形状によって定まる容貌

(3)虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

(4)発声の際の声帯の振動、声門の開閉ならびに声道の形状およびその変化

(5)歩行の際の姿勢および両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

(6)手のひらまたは手の甲もしくは指の皮下の静脈の分岐および端点によって定まるその静脈の形状

(7)指紋または掌紋

2. 「② 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの」のうち個人識別符号に該当する文字、番号、記号その他の符号は、次の(1)から(26)に該当するものとする。

(1)旅券番号

(2)基礎年金番号

(3)運転免許証番号

(4)住民票コード

(5)個人番号

(6)国民健康保険の被保険者証の記号、番号および保険者番号

- (7)後期高齢者医療制度の被保険者証の番号および保険者番号
- (8)介護保険の被保険者証の番号および保険者番号
- (9)健康保険の被保険者証の記号、番号および保険者番号
- (10)高齢受給者証の記号、番号および保険者番号
- (11)船員保険の被保険者証の記号、番号および保険者番号
- (12)船員保険の高齢受給者証の記号、番号および被保険者番号
- (13)旅券番号(日本国政府が発行したものを除く。)
- (14)在留カードの番号
- (15)私立学校教職員共済の加入者証の加入者番号
- (16)私立学校教職員共済の高齢受給者証の加入者番号
- (17)国民健康保険の高齢受給者証の記号、番号および保険者番号
- (18)国家公務員共済組合の組合員証の記号、番号および保険者番号
- (19)国家公務員共済組合の組合員被扶養者証の記号、番号および保険者番号
- (20)国家公務員共済組合の船員組合員証および船員組合員被扶養者証の記号、番号および保険者番号
- (21)地方公務員等共済組合の組合員証の記号、番号および保険者番号
- (22)地方公務員等共済組合の組合員被扶養者証の記号、番号および保険者番号
- (23)地方公務員等共済組合の高齢受給者証の記号、番号および保険者番号
- (24)地方公務員等共済組合の船員組合員証および船員組合員被扶養者証の記号、番号および保険者番号
- (25)雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (26)特別永住者証明書の番号

別記2(第3条関係) その他の要配慮個人情報

第3条第1項第3号に定める「その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」に該当する記述等は、次の(1)から(5)に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴または犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- (1) 次の(ア)から(エ)で定める心身の機能の障害があること。
 - (ア)身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害
 - (イ)知的障害者福祉法にいう知的障害
 - (ウ)精神保健および精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含み、(イ)に掲げるものを除く。)
 - (エ)治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(以下、本別記において「医師等」という。)により行われた疾病の予防および早期発見のための健康診断その他の検査(以下、本別記において「健康診断等」という。)の結果。
- (3) 健康診断等の結果に基づき、または疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導、または診療もしくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者または被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法に規定する少年またはその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。